

倫理規範

公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「本協会」という。）は、厳正な倫理に則り公正かつ適正な事業活動を行うための自主的な行動基準として倫理規範を制定し、その遵守と実践を行うものとする。

本協会のすべての役職員および関係者（以下、「役職員等」という。）は、その社会的使命と役割を自覚し、「JAPAN バレーボール WAY」の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己研鑽に努め、本規範を遵守しなければならない。

なお、本規範に反した行動・行為、不正行為および不適切な行為を行った者は、社会の諸規範、本協会や加盟団体および当該者が属する組織の諸規程等に則り、罰せられることがある。

（組織の使命および社会的責任）

第1条 本協会は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていること、ならびにわが国におけるバレーボール界を統括し代表する団体であることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 本協会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。また、社会一般からの理解を得るための努力を行い、市民社会の一員としての地位を獲得し、それを保持しなければならない。そのためにコンプライアンス規程第5条の規定を十分に理解し、本規範に則り行動しなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 本協会は、関連法令及び本協会の定款、JAPAN バレーボール WAY を含む方針、倫理規範（本規範）、その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。なお「法令等」の定義はコンプライアンス規程第2条を準用する。また併せて、日本のみならず世界各国の文化や法令等を尊重する。

（人権等の尊重および差別、ハラスメントの禁止）

第4条 本協会は、人種、肌の色、民族、国籍、出自、性別、年齢、言語、障がい、性的指向、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別を行わない。また、人権を尊重し、差別を排除する環境作りに努め、人権侵害や差別に加担するような行為を行わない。加えて、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、暴力、暴言、中傷等、様々なハラスメントを行

わず、それを排除するよう行動する。

（私的利益の禁止）

第5条 本協会は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用しないよう役職員等に徹底する。

（利益相反の防止及び開示）

第6条 本協会は、その職務の執行に際し、本協会と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、本協会が定める所定の手続に従うよう役職員等に徹底する。

（情報開示及び説明責任）

第7条 本協会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、国内外の幅広いステークホルダーをはじめとする社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人の権利の尊重）

第8条 本協会は、業務上知り得た個人的な情報や機密情報、非公開情報の保護に万全を期すとともに、個人ならびに組織の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

（リスク管理及び個人情報の保護）

第9条 本協会は、本協会を取り巻くリスクの範囲が広がり、先鋭化している現状に鑑み、リスク管理体制を構築するとともに、特定個人情報を含む個人情報の保護については、組織的な管理を徹底する。

（研鑽）

第10条 本協会は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めるよう役職員等に徹底する。

（規範遵守の確保）

第11条 本協会は、ガバナンス委員会を設置し、この規範の遵守状況を監督し、その実効性を確保するとともに、その遵守を実効あらしめるための公益通報者保護の制度を設ける。

（改廃）

第12条 本規範の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規範は、2026年3月11日から施行する。